

高松市建築基準法施行条例第27条の2第2項に基づく認定に関する基準

令和4年1月13日改正

1 目的

高松市建築基準法施行条例第27条の2第1項に定める基準に適合しない建築物について、同条第2項に基づく避難及び通行の安全上の基準を定めて計画を認定することにより、大規模建築物の防火及び避難上の安全に寄与することを目的とする。

2 認定基準

次の(1)から(4)に適合するもの

(1) 対象建築行為

本規定の既存不適格建築物の増築等（原則、新築は除く。）であること。

※原則、増築等に伴い既存不適格部分を増大させないこと。

(2) 建築物の用途

3階以上の階に建築基準法別表第一(一)欄又は(四)欄に掲げる用途若しくは映画スタジオ又はテレビスタジオに供する用途がないこと。

(3) 敷地内の空地の確保

大規模建築物の近傍に消火及び救助活動上支障のない空地（消防はしご車が活動できる程度のもの）が確保されていること。

(4) 敷地内の空地に至る道路等

(3)の空地に至るまでの道路及び敷地内通路の幅員が4m以上であり、かつ、消火及び救助活動車両の通行上の支障がないこと。